主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小原美紀、同永井準一郎の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張する点が あるけれどもその実質は刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰す るのであつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用 すべきものとは認あられない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保